

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第4回）議事要旨

- 1 日時 令和4年10月17日（月）午後2時～4時
- 2 開催場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室
- 3 委員 沼尾委員、荒田委員、下浦委員、永瀬委員、矢部委員、松田委員
- 4 概要 （以下、森林環境保全税…「県税」、森林環境税…「国税」と表記）

（委員からの主な意見）

- ・パブリックコメントの結果から、特に森林が身近でない都市部の方や若年層の方の関心が低いことが窺えるため、県税の必要性や用途についての周知の中で、重点的な啓発が必要。
- ・報告書には、パブリックコメントの意見を反映させるとともに、用途の説明、公表のあり方及び私有林への間伐支援等についてもう少し詳しく記述すること。
- ・県税の趣旨を踏まえ、いつまでに何をを目指すのかという明確な終期の記載が報告書に必要ではないか。

（1）議事1 パブリックコメントの結果概要について

資料2により、事務局説明

[沼尾座長] 事務局からのただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたい。

[永瀬委員] パブリックコメントで35人の方から意見があったという報告だが、一般的なパブリックコメントの応募数と比較してどうか。また、応募者の内訳を見ると、県西部地区が少なく、やはり都市部の方は積極的に意見を言うほどの関心がないような印象を受けた。前回も意見として申し上げたが、この税の必要性や使われ方の啓発の中で、どうしても関心が薄くなりやすい身近に山林のない方や年齢層の方に関心をもってもらうことの重要性を改めて感じた。

[事務局] 県が行う最近のパブリックコメントとしては比較的多い回答数である。今回の回答に鳥取市の方が多いのは、鳥取市に、山林面積の広い地域があることによるところが大きいと考えている。なお、先日（県西部地区のケーブルテレビである）中海テレビから、森林月間ということで取材があり、森や林業、木材の活用について紹介した。その中で間伐実施前と実施後の両方の現場に行き、県税の重要性についてもお話をしてきた。当面の間テレビで繰り返し放映されるとともに1年間はYouTubeで見えて頂けるので西部地域全体でご覧いただけると思う。米子市や境港市といった都市部の皆さんにも県税の意義を十分にご理解いただけるような、特にメディアを活用した方法について、これから進めて参りたい。

[下浦委員] 整備すべき森林の優先順位の付け方だが、最優先されるべき森林を県が公的な観点で選定するのか。また、同一の方が何度も申請ができるのか、上限はあるのか。

[事務局] 造林事業については、採択要件で最低でも1齢級に1回しか間伐ができないため、1回間伐をすると最低でも5年間は空けないといけない。また、財源が限られているため、申請が上がってきた中でどこを優先的に実施するかということになると森林経営計画の齢級構成や過去の間伐履歴を踏まえた選定となっている。

（2）議事2 検討会報告書（案）について

資料3により、事務局説明

[沼尾座長] 報告書（案）について、前回のものからかなり読みやすいようにしていただいたと思っている。その上で、先ほどのパブリックコメントの意見等を含めて「森林環境保全税の存続に当たり対応すべき点」のところにもう少し書き込んでも良いように思う。例えば、先ほど永瀬委員から都市部の住民の関心をとという話があったが、その部分をもう少し強く打ち出したり、用途の説明や公表のあり方をもう少し書き足したりしても良いと思う。本日はこのことについて、一定の方向性を固められたらと思うので、委員の皆様の見解を伺いたい。

[矢部委員] これまでの検討会の内容を広く集約して報告書にまとめていただいていると思う。少し気になるのは、「林業関係予算における森林環境保全税の位置付け」の表が令和3年度当

初予算のものになっているが、既に令和3年度決算や令和4年度当初予算が出ているので新しいものを載せた方が良いでしょう。また、表内の「それ以外」や「その他」の部分に、代表的なものを例示していただきたい。なお、両税の税制に関する広報については、県の方に強くお願いしたいところであるが、市町村も当事者というスタンスで向かう必要があると思っている。県と連携を取りながら市町村も一緒になって考えていかないといけないと感じた。

[事務局] 表の部分については、更新をする。また、市町村との連携に関して、復興財源としての超過課税が終了し、その後森林環境税が始まるのが予定されているが、徴収に関する情報が総務省から五月雨式に出てきている段階であり、具体的な内容がなかなか理解しづらい面もあると考えている。県税と併せて国税の仕組みについて、税務当局からも十分説明できるようにしていくとともに、市町村との意見交換も進めて参りたい。また、県税による効果についても森林部局との意見を摺合わせつつ住民の方々にも広く理解いただけるような工夫をして参りたい。

[永瀬委員] 私も報告書を見させていただき、読みやすくなったという感想である。そうした中で1箇所だけ意見を言うと、「県の財政状況」について行財政改革の取組についても触れてあるが、単純に現在の基金残高や公債費の状況とそれを踏まえた見通しに特化した記載とした方が理解しやすいように思う。

[事務局] ご意見を踏まえ、行財政改革の取組ではなく、実際の財政状況の指標等を盛り込むような形で修正させていただこうと思う。

[松田委員] これまでの検討会でいただいたご意見がある程度まとめられているように思うが、これまでも申し上げていたとおり、やはり「森林環境保全税の存続に当たり対応すべき点」のところに、永瀬委員からもお話があった都市部や若年層の方に対する認知度の向上についてできるだけ詳しくかつ分かりやすく加筆する必要があると思う。併せて、周知の際には税制度や趣旨に加え、森林保全の意義などを含めて理解していただくことが必要というような記述も書き足した方が良いでしょうに感じる。

[荒田委員] この税は目的税的な性格を持つため、「令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向」の部分にいつまでに何を実現するのか、13年度までの9年間までに何をを目指すのかというゴールの記載が必要ではないか。明確なゴールがなく、いつまでも続くような雰囲気は漂うのは良くないように思う。

[事務局] 現時点で、例えば間伐はある程度目途が付けられるかもしれないが、竹林整備その他のソフト事業等についていつを終期にするかというのはなかなか判断が難しいところである。今後、譲与税の使途が急速に森林整備の方向に進むと考えており、その推移を見ながら保全税の役割の検討を進めていきたい。終期に関しては、例えば目標年という形の表現とするなど報告書へ記載したい。

[沼尾座長] 私有林への間伐支援について、パブリックコメントの中でも、県税で一部の方が潤うようなことにはほしくないでもらいたいという意見がある中で、県税はあくまでも赤字の山を動かし、環境保全につなげていくためのものであるということを試算の資料などを組み入れながら丁寧に記述していただきたい。県税がどういう山に充てられていて、どういう山に充てられていないのか、それはなぜなのか、令和6年度より国で導入される森林環境税とは使途がどのように異なるのかというところを県民に丁寧に説明していくのは大変重要であり、わかりやすい記述をお願いしたい。他に意見はないか。

[全委員] 意見等なし

[沼尾座長] 本日委員の皆様からいただいた意見をできる限り反映した上で最終的な報告書をまとめていくことになるが、とりまとめについては座長に一任させていただけるか。

[全委員] 意見等なし

(5) 議事5 その他

[事務局] 本検討会は本日が最終回となる。本日の議論については、この後座長一任でとりまとめ、改めて委員の皆様へ送付させていただく。